

平成 24 年 3 月 13 日

国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査  
＜勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要＞

総務省では、国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査の勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）について、全府省（17 府省）からの回答を受け、その概要を取りまとめましたので、公表します。

- 「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」  
平成 22 年 7 月 13 日、全府省（17 府省）に勧告  
勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要は、別添参照

【本件連絡先】

総務省行政評価局

法務・外務・文部科学担当評価監視官室

担 当：山之内、中野、深川、船山

電話（直通）：03-5253-5450

F A X：03-5253-5457

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」の結果に基づく  
勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）等の概要（ポイント）

【勧告先】全府省（17 府省） 【1 回目の回答日】平成 23 年 1 月 5 日～2 月 1 日  
【勧告日】平成 22 年 7 月 13 日 【2 回目の回答日】平成 24 年 2 月 14 日～2 月 22 日

1 調査概要

平成 21 年 3 月に行った「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」の勧告のフォローアップ（当初平成 22 年 9 月に予定）について、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、これを 6 月に前倒するとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策の実施状況を追加調査

調査結果に基づき、①法令等遵守態勢の改善の推進、②会計経理の適正化対策の推進等を勧告。今回は、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況等

① 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進

<p><b>勧告事項</b></p> <p>平成 22 年 5 月末時点で、国家公務員倫理法関係（倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握等）、セクハラ防止（研修等防止対策の実施等）、内部通報制度（通報窓口の周知等）、非違行為対応（量定基準の策定等）、これら取組の定期的な検証・評価による取組の強化に係る事項について、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが 41 事項あり、改善を促進することが必要（14 府省）</p>	<p><b>2 回目のフォローアップ結果</b></p> <p>41 事項（14 府省）のうち 14 事項（10 府省）については、前回回答時にすでに改善済み 前回回答時に、一定の改善措置が採られていた 26 事項（13 府省）については、例えば、コンプライアンス担当者ネットワークを組織し、意見交換及び情報共有を行うなど、更なる改善措置が推進 前回回答時に、内部通報手段等の明確化について検討中であった 1 事項（1 府省）においては、23 年度内に内部規則を整備予定</p>
--	---

② 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進

<p><b>勧告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと」との政府方針を踏まえた取組を徹底（全府省（17 府省））</li><li>補助金に関して特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、必要な対策を講ずること（7 府省）</li><li>内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）を強化（8 府省）</li></ol>	<p><b>2 回目のフォローアップ結果</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>前回回答時は 7 府省において、年度末における予算の適正な執行について職員に周知・徹底しその意識改革を図るための会議、研修等を実施。今回は 12 府省で会議・研修を実施（又は予定） また、全府省で予算監視・効率化チームによる予算執行計画が策定され、これに基づく予算執行の進捗状況の把握・管理、年度末の評価を徹底して実施</li><li>7 府省のうち 5 府省は前回に引き続き補助金に係る会計監査等を実施。残る 2 府省も、23 年度中に補助金に係る事項への会計監査を実施（又は予定）</li><li>8 府省のうち 7 府省は、前回回答時に監査手法の充実を図っており、引き続き監査を実施。残る 1 府省も内部監査マニュアルを作成し内部監査を強化</li></ol>
---	--

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

## 国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）等の概要

### 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成22年4月～同年7月
- 2 調査対象機関 全府省（17府省）

【勧告日及び勧告先】 平成22年7月13日 全府省（17府省）に対し勧告

### 【回答年月日】

内閣府	平成23年1月17日	宮内庁	平成23年1月12日	公正取引委員会	平成23年1月11日
国家公安委員会(警察庁)	平成23年1月11日	金融庁	平成23年1月18日	消費者庁	平成23年1月11日
総務省	平成23年1月12日	法務省	平成23年2月1日	外務省	平成23年1月18日
財務省	平成23年1月12日	文部科学省	平成23年1月19日	厚生労働省	平成23年1月13日
農林水産省	平成23年1月14日	経済産業省	平成23年1月20日	国土交通省	平成23年1月18日
環境省	平成23年1月14日	防衛省	平成23年1月5日		

### 【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

内閣府	平成24年2月21日	宮内庁	平成24年2月17日	公正取引委員会	平成24年2月17日
国家公安委員会(警察庁)	平成24年2月22日	金融庁	平成24年2月22日	消費者庁	平成24年2月21日
総務省	平成24年2月15日	法務省	平成24年2月20日	外務省	平成24年2月21日
財務省	平成24年2月22日	文部科学省	平成24年2月14日	厚生労働省	平成24年2月22日
農林水産省	平成24年2月20日	経済産業省	平成24年2月22日	国土交通省	平成24年2月21日
環境省	平成24年2月17日	防衛省	平成24年2月15日		

## 【調査の背景事情】

- 総務省では、国家公務員や行政に対する信頼を確保する観点から、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を行い、平成 21 年 3 月に、全府省に対し、倫理の保持、セクハラ防止、内部通報窓口の整備等について、改善を勧告。
- その後、各府省においては、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ相談員の適切な配置等の改善を図ってきたところであるが、依然として国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘あり。
- 本調査は、このような状況を踏まえ、上記勧告のフォローアップ（当初平成 22 年 9 月に予定）を 6 月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理の防止対策の実施状況を追加調査。

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>I 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する勧告事項の改善の推進</b> (勧告要旨)</p> <p>平成22年5月末時点で、「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」の結果に基づき改善を指摘（平成21年3月）した288事項中247事項（86%）については一定の改善措置が採られたが、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものが16府省中14府省で41事項（14%）みられたことから、関係府省は改善を促進する必要がある。 (14府省)</p> <p>(説明) 《改善があまり進んでいないもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国家公務員倫理法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修方法等の見直し不十分（3府省）</li> <li>・贈与等報告書の閲覧場所等のホームページ掲載を検討中（1府省）</li> <li>・通報手段等の規程への明確化を検討中等（4府省）</li> </ul> </li> <li>○セクハラ防止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤職員への研修等検討中（1府省）</li> <li>・監督者の範囲を検討中等（2府省）</li> <li>・効果的な研修等の実施を検討中（2府省）</li> <li>・相談事案の把握・分析、有効活用を検討中（3府省）</li> </ul> </li> <li>○内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約先の労働者等に対する周知方法を検討中（2府省）</li> </ul> </li> <li>○非違行為対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡手順等の規程整備を検討中等（4府省）</li> </ul> </li> </ul>	<p>→：「回答」時に確認した改善状況 ⇒：「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>改善があまり進んでいないとみられた 41 事項（14 府省）のうち 40 事項（14 府省）については、平成 22 年度中に一定の改善措置が採られた。1 事項（1 府省）については、平成 23 年度中に対応予定 (改善措置の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員倫理法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>→・ 研修方法等の見直しが不十分とみられた 3 府省は、研修時にセルフチェックシート等により、倫理に係る遵守事項の浸透度を把握し、その結果を今後の研修方法等の見直しに反映</li> <li>・ 贈与等報告書の閲覧場所等のホームページ掲載を検討中としていた 1 府省は、当該閲覧場所等をホームページに掲載</li> <li>・ 通報手段等の規程への明確化を検討中等としていた 4 府省のうち、3 府省は関係規程を改正（うち 1 府省は改正予定）、1 府省は倫理専用通報窓口の整備と併せて関係規程の整備を引き続き検討中</li> <li>⇒ 通報手段等の規程への明確化を検討中としていた 1 府省は、倫理に関する情報を受け付けている既存の窓口について、内部規則を平成 23 年度内に整備し、電話・面談等による通報を認めることができるよう対応予定</li> </ul> </li> <li>○ セクハラ防止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>→・ 非常勤職員への研修等を検討中としていた 1 府省は、セクハラに関するパンフレットを配布</li> </ul> </li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正措置の量定基準の策定を検討中（11 府省）</li> <li>○ 法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価と見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証・評価方法等を検討中（8 府省）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督者の範囲を検討中等としていた2府省のうち、1府省は関係規程を改正し当該措置を実施、1府省は平成22年度中に監督者の範囲を明確化する予定</li> <li>・ 効果的な研修等の実施を検討中等としていた2府省のうち、1府省は全職員に年1回のセクハラ研修の受講を必須とするとともに、研修時に意識調査を実施、1府省は平成23年1月下旬の研修時に意識調査等を行い、研修の見直しを予定</li> <li>・ 相談事案の把握・分析、有効活用を検討中等としていた3府省のうち、2府省は相談事案の官房人事課（秘書課）への定期的な報告を指示・徹底、1府省は平成22年度中に同様の措置を指示予定</li> <li>⇒ 監督者の範囲を検討中等としていた1府省は、毎年実施しているセクハラ研修において、係長以上の職員を監督者と明確に位置付けて実施することに加え、平成23年度のセクハラ防止週間において、イントラネットにおいて、改めて監督者の範囲について周知</li> <li>○ 内部通報制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 契約先の労働者等に対する周知方法を検討中等としていた2府省は、ホームページ等により内部通報窓口を周知</li> <li>⇒ 全府省において、ホームページ等により内部通報窓口を引き続き周知</li> </ul> </li> <li>○ 非違行為対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 連絡手順等の規程整備を検討中等としていた4府省のうち、3府省は平成22年度中に関係規程を整備し当該措置を実施、1府省は平成22年度中に措置予定</li> <li>⇒ 平成22年度中に連絡手順等の規程整備等を措置予定としていた1府省について、平成23年3月に関係規程を整備し当該措置を実施</li> </ul> </li> <li>→ 矯正措置の量定基準の策定を検討中等としていた11府省のうち、2府省は平成22年度中に当該基準を策定、3府省は過去の事例を基に量定の参考資料を作成（うち1府省は平成22年度中に作成予定）、6府省は過去の事例等を調査し、引き続き基準策定に取組</li> <li>⇒ 矯正措置の量定基準の策定に引き続き取り組むとしていた9府省のうち、1府省は平成23年12月に量定基準を策定、8府省は同月までに過去の事例を基に量定の参考資料を作成</li> <li>○ 法令等遵守に係る取組の定期的な検証・評価と見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 検証・評価方法等を検討中等としていた8府省は、平成22年度中に法</li> </ul> </li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>II 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進</b></p> <p><b>1 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施</b></p> <p><b>ア 国の行政機関が自ら執行する経費</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>① 各府省は、年度末の予算使い切りという慣習を是正するため、「不要不急の物品購入等を行わないこと。また、需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないこと。」との政府方針を踏まえた取組を徹底すること。(全府省(17府省))</p> <p>② 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、不適正な会計経理防止対策を講ずることにより一定の効果を上げている事例にかんがみ、必要な対策を講ずること。(宮内庁、金融庁)</p> <p><b>(説明)</b></p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況</p> <p>○ 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、15府省では、何らかの対策を講じ一定の効果を上げているが、2府省(宮内庁、金融庁)では、近年特に指摘がなかったこともあり、会議等での周知以外に特段の対策を未実施</p> <p>○ 予算使い切りの慣習を是正するとの政府の方針(注)について、不適正な会計経理防止対策の中に、当該方針を踏まえた方策を盛り込ん</p>	<p>関係府省が講じた改善措置状況</p> <p>令等遵守に係る職員の意識調査とその結果の研修等への反映、省内各部署のコンプライアンス担当者ネットワークでの検討を実施</p> <p>⇒ 検証・評価方法等を検討中としていた8府省のうち、6府省は平成23年12月までに法令等遵守に係る職員の意識調査や法令等遵守に係る職員研修後のアンケート結果の集計及び分析を行い、職員の理解度や浸透度を定期的に把握・検証するとともに研修内容の見直しを実施、1府省は、平成23年中随時、省内各部署のコンプライアンス担当者ネットワークを活用した意見交換を実施、1府省は法令等遵守に係る20年度から22年度までの3か年(集中検証期間)の取組全体について検証・評価を実施</p> <p>① 各府省は、勧告を踏まえ前回回答時まで、i) 年度末における予算の適正な執行について会議、研修等により職員に周知・徹底しその意識改革を図るとともに、ii) 年度末の予算執行状況を重点事項とした会計監査の実施、iii) 予算執行計画の進捗状況の月ごと又は四半期ごとの把握・管理等の取組を行っていたが、その後、i) より多くの府省で担当職員に対する関連研修等が実施(実施予定含む)され、ii) 各府省とも、予算監視・効率化チームによる予算執行計画の樹立、これに基づく進捗状況の把握・管理、年度末の評価が徹底して実施されるようになり、全体として取組が前進</p> <p>(改善措置の概要例)</p> <p>&lt;法務省&gt;</p> <p>→ 「会計経理の適正化について」(平成22年9月10日付け法務省会第1682号大臣官房会計課長依命通知)等により、①不要不急の物品購入等を行わないこと、②実際の需要が必ずしも明確でないにもかかわらず全額消化すべきとの指示をしないことなどについて周知・徹底するよう、内部部局及び地方支分部局等に対し指示</p> <p>また、「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)を踏まえ、外部有識者が参画する法務省予算監視・効率化チームにおいて、平成22年4月9日に「平成22年度法務省予算執行計</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>でいる府省は一部で、今後更にその取組を徹底していく余地</p> <p>(注) 予算の使い切りの慣習を是正するため、平成22年2月の副大臣会議及び同年3月の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣（行政刷新）等から、各省大臣等に対して予算の適正な執行に係る周知・徹底を要請</p>	<p>画」を策定し、その進捗状況を四半期ごとに管理すること等により、年度末の使い切り等無駄な予算執行等の排除に努力</p> <p>⇒ 法務省予算監視・効率化チームにおいては、特に、年度末に事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われることを防止するとの観点から、主に庁費及び職員旅費に係る支出負担行為又は支出に関する計画を策定し、各部局に設置された予算監視・効率化推進グループからその所掌に属する経費等に係る進捗状況の報告を原則として四半期ごとに報告を求め、不適切な執行がないよう監視を実施</p> <p>なお、上記取組について、チームとして平成23年6月27日に評価を行い、平成22年度については、駆け込み執行や不要不急の出張は行われておらず、不適切な執行があるとは認められないと評価。平成23年度についても新たな計画を策定し、支出計画の進捗状況の監視を実施</p> <p>さらに、平成23年10月に地方支分部局の会計事務担当者を対象として、予算の計画的な執行、適切な納品書の管理、監査の強化等を内容とする研修会を実施</p> <p>また、平成23年度の法務省会計監査（内部監査）において、「会計経理の適正化について」（平成22年9月10日付け法務省会第1682号大臣官房会計課長依命通知）に基づき、各地方支分部局で取り組むこととした方策の実施状況等について監査を実施</p> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <p>→ 予算執行の適正化については、「予算編成等の在り方の改革について」（平成21年10月23日閣議決定）を踏まえ、厚生労働省予算監視・効率化チームにおいて、平成22年3月30日に庁費及び旅費について「平成22年度予算執行計画」を策定し、その進捗状況を月次で把握・管理。同チームでは、計画に対して執行の進んでいるもの、いないものを抽出し、平成22年11月24日開催の全部局出席の第4回会合において、問題点等の整理を行うことにより、予算執行の適切性・透明性の確保や効率性の向上に努力</p> <p>⇒ 予算執行の適正化については、「平成23年度予算執行計画」（平成23年5月24日）を策定し、その進捗状況を月次で把握・管理。加えて、四半期ごとの執行計画に対して、達成率が著しく低いものについては、要因の分析と改善方策を検証することにより、予算執行の適切性・透明性の確保や効率性の向上に努力</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>また、各機関の担当職員に対する会計事務職員研修を平成 23 年 10 月 3 日、4 日に開催し、予算執行の効率的な執行等の取組について、周知徹底</p> <p>② 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていなかった 2 府省（宮内庁、金融庁）において、勧告を踏まえ前回回答時まで、i) 納品書等の徴収と 5 年間保存の義務付け、ii) 契約（納品）業者の帳簿との突合等の対策を実施。その後、これら対策の実施状況につき確認・監査を行った結果、適切に処理されていたことを確認</p> <p>&lt;金融庁&gt;</p> <p>→ 契約業者の帳簿等との突合ができるよう、平成 22 年 7 月以降の物品調達から、業者に対して納品書提出を義務付けるとともに、当該納品書を 5 年間保存</p> <p>また、平成 22 年 9 月 24 日に、「平成 22 年度会計監査（一般監査）計画」を改正し、預け金等の不適正な会計処理が行われていないか監査を実施</p> <p>上記会計監査計画に基づき、平成 22 年度第 1 四半期分の契約事務に係る会計監査において、監査担当職員が以下の検証を実施</p> <p>① 契約業者の協力に基づき、監査対象機関が保有する関係書類と契約業者の入金伝票等の帳簿を突合し、国からの支払が物品の納品に即して適切に行われているか確認</p> <p>② 物品の納品に立ち会い、監査対象機関が納品書の記載内容と納品物の照合を行っているか確認</p> <p>③ 印刷物が契約どおり納品されているか、現物を確認</p> <p>その結果、預け金等の不適正な会計処理は行われておらず、適正に処理されていることを確認</p> <p>⇒ 平成 22 年 9 月に改正した「平成 22 年度会計監査（一般監査）計画」及び会計監査マニュアルに基づき、平成 22 年度第 2 四半期以降、平成 23 年 1 月、同年 4 月、同年 6 月に預け金等の不適正な会計処理が行われていないかについて監査を実施</p> <p>年度末の物品の購入について、契約相手先の協力のもと、国からの支払いが物品の納品に対して実際に行われていたか、契約相手先の入金時の通帳等の帳簿を確認するとともに、納品書及び現物を確認</p> <p>検証の結果、いずれも預け金等の不適正な会計処理は行われておら</p>



主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>イ 補助金</b> (勧告要旨)</p> <p>① 特段の不適正な会計経理防止対策を講じていない府省は、ア②と同様の観点から、必要な対策を講ずること。(内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省)</p> <p>② 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じている府省は、他の補助金についても、内部監査(会計監査)の監査事項とするなど、必要な対策を講ずること。(総務省、厚生労働省)</p> <p>(説明) 《調査結果》 平成21年4月から22年5月までの間の不適正な会計経理防止対策の実施状況</p> <p>○ 「預け金」等の不適正な会計経理防止対策について、8府省(指摘のあった7府省及び特に指摘がなかった1府省)では何らかの対策を講じているが、近年特に指摘がなかった7府省(内閣府、金融庁、消費者庁、法務省、外務省、財務省、環境省)では、特段の対策を未実施</p> <p>○ 指摘があった7府省のうち2府省(総務省、厚生労働省)では、指摘があった補助金のみの再発防止対策で、補助金における「預け金」等の不適正な会計経理を会計監査の重点とするなどの取組は未実施</p>	<p>ず、適正に処理されていたことを確認</p> <p>また、平成23年10月17日に、「平成23年度会計監査(一般監査)計画」(2011.10.17 総・総・管理室)を策定し、「預け金等の不適正な会計処理が行われていないか」を平成22年度に引き続き監査の重点事項に位置付け</p> <p>平成24年1月以降も引き続き、不適正な会計処理が行われていないかについて、監査を実施</p> <p>① 補助金について特段の不適正な会計経理防止対策を講じていなかった7府省のうち5府省(内閣府、金融庁、外務省、財務省、環境省)は、勧告を踏まえ前回回答時までには、補助金を重点事項とした会計監査の実施など必要な対策を講じており、その後も引き続き同取組を実施</p> <p>残る2府省については、平成22年度内に不適正な会計経理の問題の重点的な会計監査等を行う予定としていたが、このうち消費者庁については、予定通り、補助金に係る証拠書類の確認を含めた会計監査を22年度中に実施。また、法務省は、関係部局に対して当該法人に対する指導を徹底するよう口頭及び文書で指示・周知徹底し、さらに平成22年度の立ち入り検査のフォローアップを平成24年2月頃に実施する予定</p> <p>(改善措置の概要例)</p> <p>&lt;消費者庁&gt;</p> <p>→ 不適正な会計経理の問題を重点的に監査する旨を平成22年度の内部監査(会計監査)計画(平成23年1月策定予定)に明確に定めるとともに、同時期に作成予定の内部監査マニュアルに、委託事業の証拠書類等が不備なく備えられているか監査する旨を明記することとしており、これらに基づき内部監査を実施することにより、補助金(消費者庁の場合「委託費」)に係る不適正な会計経理防止対策を強化する。</p> <p>⇒ 予定どおり、不適正な会計経理の問題を重点的に監査する旨を平成22年度の内部監査計画(平成23年1月策定)に明確に定めるとともに、同時期に作成した内部監査マニュアルに、委託事業の証拠書類等が不備なく備えられているか監査する旨を明記</p> <p>上記に基づき内部監査を平成23年5月16日、17日に実施した結果、委託事業の証拠書類等が不備なく備えられていたことを確認。今後も不</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>適正な会計経理が発生しないよう引き続き十分留意し、注意喚起を行う。</p> <p>&lt;法務省&gt;</p> <p>→ 今後、補助金や委託費等の交付を受けている特例民法法人を所管する各局部課に対し、本勧告の趣旨を踏まえ、当該法人に対する立入検査の際、補助金等に係る会計処理の適切性などにつき重点的に検査を行うとともに、より一層適正な会計処理を行うよう各法人に対する指導を徹底するよう平成 22 年度内に指示する予定</p> <p>加えて、平成 23 年 1 月以降、22 年度に実施した立入検査のフォローアップを予定しており、これらの機会もとらえて本勧告の趣旨の周知徹底を図り、担当職員の意識改革を推進の所存</p> <p>⇒ 補助金や委託費等の交付を受けている特例民法法人を所管する局部に対し、より一層適切な会計処理を行うために当該法人に対する指導を徹底するよう平成 23 年 3 月口頭により指示</p> <p>また、立入検査時期を踏まえ、「補助金等の交付を受けている特例民法法人に対する立入検査について」（平成 23 年 12 月 15 日付け事務連絡）を発出し、再度周知徹底</p> <p>平成 22 年度に立入検査を実施した法人が 1 法人にとどまっていたことから、23 年度に全対象法人についてフォローアップ（平成 24 年 2 月頃を予定）</p> <p>② 不適正な会計経理の指摘があった補助金についてのみ再発防止対策を講じていた 2 府省（総務省、厚生労働省）は、勧告を踏まえ前回回答時までに、新たに全ての補助金を会計監査項目とし、交付決定や精算処理の状況を監査する等の措置を講じていたが、その後も引き続き同様の取組を実施（あるいは実施予定）</p> <p>&lt;総務省&gt;</p> <p>→ 補助金については、「平成 22 年次会計監査計画」（平成 22 年 10 月 19 日策定）において、新たに監査項目とし、不適正な会計経理の指摘があった補助金以外の補助金についても、交付決定や精算の処理が適切に行われているか監査を実施</p> <p>また、内部部局に対する会計監査は、おおむね 5 年に 1 回の頻度で実施しているが、内部部局のうち補助金所管部局については、平成 23 年度以降、毎年度監査を実施</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化（勧告要旨）</b></p> <p>○ 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を監査計画等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなどにより、内部監査（会計監査）の強化を図ること。（内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）</p> <p>（説明）  <b>《調査結果》</b>  平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの間の内部監査（会計監査）の実施状況</p> <p>○ 近年、国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達で「預け金」等の不適正な会計経理の指摘等があった府省の大半は、当該指摘事項を内部監査（会計監査）計画等に監査の重点事項として明確に位</p>	<p>⇒ 「平成 22 年次会計監査計画」（平成 22 年 10 月 19 日策定）に基づき、補助金については、交付決定や精算の処理が適切に行われているかといった観点から内部監査を行った結果、地方支分部局については、特段問題はみられなかった。</p> <p>また、本省内部部局のうち補助金所管部局については、監査の実施手法、実施時期（平成 24 年度予定）等について検討中</p> <p>＜厚生労働省＞</p> <p>→ 「一般監査指導の実施について」（平成 22 年 8 月 12 日付け会発第 0812 第 11 号大臣官房会計課長通知）等により、不適正な会計経理の指摘があった補助金以外の補助金についても新たに会計監査の監査事項とし、補助金の額の確定及び返納金の収納状況等について、平成 22 年 9 月から監査を実施している。</p> <p>⇒ 上記課長通知等に基づき、平成 22 年 9 月から監査を実施しているところであり、平成 23 年度の会計事務監査指導実施計画においても、引き続き適正な会計経理を確保する観点から、同様の取組を推進</p> <p>○ 8 府省のうち 7 府省（内閣府、宮内庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）は、勧告を踏まえ前回回答時まで、監査手法の充実等を図った。残る 1 府省（消費者庁）も、その後、内部監査マニュアルを策定し内部監査の強化を図るとともに、決算検査報告での指摘事項については、再発防止のための確認態勢の強化を図るなどの措置を講じた。</p> <p>（改善措置の概要例）  ＜消費者庁＞</p> <p>→ 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を重点的に監査することとし、その旨を平成 22 年度の内部監査（会計監査）計画（平成 23 年 1 月策定予定）等に明確に定めるとともに、監査手法を充実するなど内部監査（会計監査）を強化</p> <p>⇒ 内部監査（会計監査）においては、国の行政機関が自ら執行する物品・役務の公共調達における「預け金」等の不適正な会計経理の問題を</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>置付けるとともに、監査手法を見直し（注）、内部監査（会計監査）を強化（5府省：国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）</p> <p>（注） 監査に必要な納品書等の5年間保存の義務付け、契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、他府省での指摘等を踏まえ、会計監査計画の重点項目に、「預け金」や「翌年度納入」などの不適正な会計経理を盛り込んでいる府省あり（4府省：公正取引委員会、財務省、文部科学省、防衛省）</li> <li>○ 上記以外の8府省では、特に不適正な会計経理の指摘等がないことなどから、基本的に従来からの監査事項や監査手法を継続しており、特段の措置を未実施（内閣府、宮内庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、経済産業省）</li> </ul>	<p>重点的に監査することとし、その旨を平成22年度の内部監査（会計監査）計画（平成23年1月策定）に明確に定め、同時期に作成した内部監査マニュアルに明記。これらに基づき内部監査を平成23年5月16日、17日に実施</p> <p>平成23年度の内部監査（会計監査）体制・手法については、平成23年度監査計画（平成24年1月策定の予定）に基づき決定することとなるが、引き続き、「預け金」等の不適正な会計経理の監査については、重点事項に挙げる予定</p> <p>なお、「平成22年度決算検査報告」（会計検査院）に記載された非常勤職員手当の支払に係る指摘事項については、会計法令を遵守し、前渡資金計算書を会計審査担当（会計専門官）の審査を経て会計検査院に提出する体制に変更すること等により、確認体制を強化し、再発防止に万全を期す。</p>